

令和元年台風第19号で住居に被害を受けた方への 各種支援策を周知するチラシについて

令和元年台風第19号で住居に被害を受けた方へのさまざまな支援策をまとめたチラシを作成し、各区役所、まちづくりセンター等で配布することとしましたのでお知らせします。

- 1 被災した住宅の相談（建築審査課）**
被災した住宅の修繕、建替え及び住み続けることの相談に関する事。
- 2 住まいの地盤の相談（開発調整課）**
宅地の地盤、擁壁、がけ地などの不安や疑問についての相談に関する事。
- 3 敷地内の土砂等の撤去（建築・住まい政策課）**
宅地内に流れこんだ土砂混じりがれきの撤去についての相談に関する事。
- 4 市営住宅の一時提供（市営住宅課）**
既存の市営住宅への入居の相談に関する事。
- 5 被災した住宅の応急修理（建築・住まい政策課）**
自宅を修理して住み続けることの相談に関する事。
- 6 賃貸型応急住宅への入居（建築・住まい政策課）**
賃貸型応急住宅へ入居の相談に関する事。

問合せ先 都市計画課
電話 042-769-8247(直通)
対応責任者 小林 裕

台風第19号で被災した住まいの心配

台風第19号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
相模原市では、住まいに被害を受けた方に、さまざまな支援をします。



り
(罹災証明書の必要なものがあります)

被災した住宅の相談

「修理ってどうするの？」
「このまま住んでいいの？」というときは、
「建築相談窓口」をご利用ください。

市営住宅の一時提供

「まずは住まいを」「このまま避難生活なの？」
というときは、
「市営住宅課」にご相談ください。

住まいの地盤の相談

「自宅の裏山が心配」「自宅の地盤は
どうなんだろう？」というときは、
「住まいの地盤相談窓口」をご利用ください。

被災した住宅の応急修理

住宅が半壊又は一部損壊（準半壊）し
「家を修理して住み続けたい」
というときは、
市が住宅を応急的に修理します。

敷地内の土砂等の撤去

「自宅に土砂が押し寄せてきた！」
「岩石や大木、ガレキまである！」
というときは、市が公費で撤去します。

賃貸型応急住宅への入居

住宅が全壊し「住宅を確保できない」という方へ、
市が民間賃貸住宅を借り上げ、
一時的な住宅を提供します。

詳しくは裏面又は相模原市ホームページをご覧ください！

詳しい相談のしかた

どちらかしか利用できません

	被災した住宅の相談	住まいの地盤の相談	敷地内の土砂等の撤去	市営住宅の一時提供	被災した住宅の応急修理	賃貸型応急住宅への入居	
相談内容	被災した住宅の修繕、建替え、住み続けることの相談など	宅地の地盤、擁壁、がけ地などの不安や疑問についての相談	宅地内に流れこんだ土砂混じりがれきの撤去についての相談	既存の市営住宅への入居の相談	自宅を修理して住み続けることの相談	賃貸型応急住宅への入居の相談	
対象者	被災住宅の所有者	宅地の地盤などへの不安や疑問のある方	個人または中小企業法の中小企業者 (要申請：郵送可)	住居に被害を受け、居住の継続が困難な方 (要申請)	住家が大規模半壊又は半壊、一部損壊（準半壊）している方など (要申請)	住家が全壊、大規模半壊、半壊の被害で居住できない方など (要申請)	
対象物等	台風第19号の被害を受けた市内の住宅	被災した宅地又は隣接する土地の地盤、擁壁、がけ地など	居住の用に供する建物の敷地につもった土砂、岩石、竹木、ガレキ	—	日常生活に不可欠な屋根、柱、床、基礎、ドア、配管等の破損箇所	市が民間賃貸住宅を借り上げて提供 します。	
費用・使用料	無料 (工事の設計、見積り、詳細調査等は対象外)	無料 (現地調査、評価書作成などは対象外)	無料	住宅及び駐車場の使用料、敷金は免除、その他光熱水費、共益費などは自己負担	1世帯当たり大規模半壊又は半壊は59.5万円、一部損壊（準半壊）は30万円まで。	家賃、共益費等は市の負担。光熱水費、駐車場使用料等は自己負担	
書類等	状況がわかる写真等	状況がわかる写真等	申請書、配置図、本人確認書類ほか	罹災証明書の写しほか	申込書、罹災証明書の写しほか	申込書、罹災証明書の写しほか	
問合せ先電話番号 (受付時間)	建築審査課 042-769-8255 (平日9時～17時)	開発調整課 042-769-8250 (平日9時～17時)	建築・住まい政策課 042-707-7041 (平日9時～16時)	市営住宅課 042-769-8256 (平日9時～17時)	建築・住まい政策課 042-707-7041 (平日9時～16時)	建築・住まい政策課 042-707-7041 (平日9時～16時)	
現地相談窓口 (受付時間) 12時～13時は除く	各総合事務所 相模湖 10/28～11/1 藤野 11/5～11/8 津久井 11/11～11/15 (10時～16時)	各総合事務所 藤野 11/6・7・9 津久井 11/12・14・16 相模湖 11/19・21・23 (10時～16時)	津久井、相模湖、藤野の各総合事務所 (平日 9時～16時) 11/2～11/4の休日・祝日は受付します。 <臨時受付窓口> (10時～16時) 11/1 鳥屋、青根の出張所、 11/5 串川、青野原の出張所				
注意事項	予約は不要です。直接会場にお越しください。 <u>建築士に直接相談できます。</u>	予約は不要です。直接会場にお越しください。 <u>地盤品質判定土に直接相談できます。</u>	家屋の中の土砂混じりがれきは撤去しません。 市の委託業者が作業します。	期間：原則3か月（最長6か月） 部屋には照明、ガス器具は用意しますが、家具、カーテン、寝具、家電製品はありません。	市が工事業者に発注 します。 制度の対象外部分及び超過部分は自己負担 です。	市の協力不動産会社 で物件を探していただきます。	